

平成 30 年度第 1 回外部監査委員会報告書

国立大学法人島根大学医学部附属病院の医療安全に係る外部監査委員会規則（以下「外部委員会規則」という。）第 3 条に基づき、監査を実施したので、以下のとおり報告する。

日 時： 平成 30 年 8 月 17 日（金） 15 時 00 分～17 時 15 分

場 所： 島根大学医学部本部棟 5 階 大会議室

監査委員： 中山健吾、中島健二、二國則昭、坂本達夫

1 特定機能病院の承認要件への対応について

資料に基づき、平成 29 年度の医療法施行規則第 9 条の 23 の定める事項へ取り組み、成果及びインシデント報告を中心に報告を受け、以下の質問をした。

一 「診療録等管理責任者の業務」における診療録の記載確認及び指導の方法について

二 「インシデント報告のまとめ」における転倒転落、薬剤の 3 a、3 b の違いについて

三 「インシデント報告者種別」で、医師からの報告が全体の 5% から 8% に増加した要因について

四 「患者間違いの集計方法」について、事象レベルを考慮して集計しているのか質問した。

五 「合併症報告書」と「インシデントレポート」との関連や区別について質問した。

さらに、合併症なのかアクシデントなのか誰が判断しているのか確認した。

六 「死亡時の A i 撮影件数」が年度途中から減少していることについて確認した。

七 「大学病院間でのピアレビュー」でも示されている CT 検査報告書の見逃しについて、当院で何か対策を講じているか確認した。

なお、「インシデント報告まとめ」における患者間違いのデータが、事象レベルを考慮せずに集計されていたことから、事象レベルに合わせた集計を行い、患者間違いの解消に役立ててほしい旨を意見した。

また、合併症報告データの活用の仕方についても検討して欲しい旨を意見した。

2 患者相談プロセスとクレームへの対応について

資料に基づき、患者相談プロセスについて確認した。

相談件数に占める苦情の割合が少ないことについて質問をし、苦情の多くは「患者さんの声」（投書）によって寄せられていることを確認した。

なお、苦情の多くが、医療従事者の接し方、態度によるものが多いと推察されることから、医療従事者の接し方についての教育機会を設けることを助言した。

3 高難度新規医療技術、未承認新規医薬品等・適応外使用の具体的な審議過程について

資料に基づき監査を行った。特定機能病院間相互のピアレビューにおいて高い評価を受けていること等から、適切な審議が行われていることを確認した。

4 合併症例について、担当医から医療安全管理部への報告と患者・患者家族への説明体制

について

資料に基づき監査を行い、報告体制を確認した。

監査において、以下の確認を行った。

- 一 医療問題専門部会開催の決定者について
- 二 問題が起きた時の報告手順について

5 その他

一 医療事故調査制度に基づく報告実績について確認があり、事案があれば積極的に活用し、大学病院として範を示してほしい旨を意見した。

二 次回の監査委員会の開催方法について、医療現場を見学しながら、現場の意見を聴く機会を設けることについて提案した。

平成 30 年 12 月 17 日

島根大学医学部附属病院の医療安全に係る外部監査委員会

委員長 中山 健 吾